平成２７年（フ）第１９８号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西４丁目14番13号
債務者　リカー＆ライスショップトミモリこと
富森　睦夫
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田篭　亮博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４３６号
札幌市東区北34条東１丁目２番31号　マンション茂木303号
債務者　上原　　晃
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　真清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４２号
北海道千歳市幸福４丁目５番11号　サンテア202号
債務者　小林　克広
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　考一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１号
埼玉県越谷市大字南荻島4182番地３
債務者　伊澤　シゲ
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
埼玉県越谷市大字南荻島4182番地３
債務者　伊澤　龍雄
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
愛知県稲沢市正明寺２丁目16番35―２号　ＧＲＡＣＩＡⅢＢ
債務者　野村　長志
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９３号
愛知県豊川市八幡町上ノ蔵13番地の１
ファーストドリーム弐番館201
債務者　森本　涼介
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１９６号
兵庫県川西市久代３丁目25番６号、住民票上の住所兵庫県伊丹市春日丘２丁目136番地３
春日丘アーバンコンフォートＢ―411号
債務者　佐々木孝之（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３２号
函館市日吉町３丁目21番43号　ダイヤフローラル日吉１Ｃ号室
債務者　日下　佑輔
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１３３号
函館市日吉町３丁目21番43号　ダイヤフローラル日吉１Ｃ号室
債務者　日下　和美
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
宮城県角田市藤田字合ノ窪132番地５
債務者　伊藤　洋介
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第４４２号
大阪市淀川区加島３丁目13番29―32号
債務者　秋田　桜織
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８０号
大阪府守口市文園町５番３号、前住所大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―822号
債務者　藤原整骨院こと　藤原　一男
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８１号
大阪市生野区巽北２丁目６番22号ゴッドフィールドⅡ403号
債務者　砂川　徳美（旧姓玉置）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８７４号
大阪市浪速区日本橋５丁目10番10号　メゾンエスポワール201号、前住所大阪市住吉区南住吉１丁目15番26―302号
債務者　宮武　伸治
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９２３号
大阪府枚方市山之上３丁目４番11―24号
債務者　上田　公宜
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５６号
大阪府門真市江端町７番４―505号
債務者　中野　憲一
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部